

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく  
新型インフルエンザ等緊急事態宣言への対応について

令和 2 年 5 月 7 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の延長に伴い、当財団職員は、引き続き自宅での待機となり、各種の申請、申込みなどは対応困難となります。

皆様方にはおかれましては、多大な影響が生じることと存じますが、今後の状況を踏まえ、できるだけ早期に通常の業務が行えるよう努力してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により研修会等が中止又は延期されておりますことから、当財団配信及び当財団の集合研修対象として配信されている e-learning 等を有効にご活用いただき、研修を継続されますようお願いいたします。